

Q & A

(災害補償課)

Q

団員のレクリエーション中の災害について

当市では団員の基礎体力・団結力の向上等の観点から、毎年分団対抗のソフトボール大会を開催しています。本年のソフトボール大会当日、試合に出場中に自打球により負傷した団員がいましたが、これは公務災害補償の対象となりますか。

A

団員が負傷した場合に、それが公務上の災害になるか否かについては、「公務遂行性」「公務起因性」の両面からみることとされている。

まず、「公務遂行性」について考えていくと、地方公務員の災害補償制度において、一般職の団員のレクリエーション行事については、地方公務員法第42条の規定に基づく、任命権者が「企画、立案及び実施・運営した」レクリエーションに参加した場合に発生した負傷を、使用者の支配拘束下にあるものとして公務上の災害と扱っており、消防団のレクリエーション行事については、法令等の規定はないが、それと同様に、「その行事が消防団の公的行事の一環として、消防団の管理者である市町村長又は消防団長により計画され、消防団長の支配下で実施されたもの」については、公務と解されているところである。これに該当し、かつ大会にメンバーとして出場していることから、公務遂行性は満たされているものとする。

一方、公務起因性については、その負傷の発生原因について、公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由が認められないところであることから、公務上の災害と解するのが妥当であるものと判断する。

なお、実際に療養に係る経費等を基金に請求する場合には、別記様式第3号の「事故状況等証明書」の注意事項7の(6)にある、「その行事が消防団の年間行事計画にあらかじめ組み立てられていたことを証する書類(年間行事予定表の写し等)」と、「その行事を団長が企画、立案したことを証する書類」の添付が必要となる。

また、この行事に伴う事前練習については、その練習が公務に準じたものと認められる必要がある。具体的には、当該事前練習が「団長の企画立案による実施計画、又は分団長等責任あるものの企画立案による実施計画で団長が承認したもの」に沿ったものである必要があるため、その練習がたとえば出場予定選手の任意によるものであって、団長の支配下によって実施されたと認められないような場合には、公務とは解されないものとなる。